

山北町自治基本条例策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 山北町自治基本条例の策定に関する必要な事項を検討するため、山北町自治基本条例策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討の上で意見を取りまとめ、町長に報告するものとする。

- (1) 山北町自治基本条例に盛り込む事項に関すること。
- (2) 山北町自治基本条例の策定に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、15人程度で組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域活動等を積極的に行っていると認められる町民
- (3) 公募による住民

(任期)

第4条 委員の任期は、町長が委嘱した日から第2条の規定により町長に報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は第3条第1号に掲げる者から、委員の互選により選出する。

- 3 副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会の会議を進行する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、町長が定める。

この要綱は、平成23年4月5日から施行する。